

暮らしを応援・松島町住まいのリフォーム助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅関連産業による地域経済の活性化及び町民の住環境の向上を図るため、松島町内（以下「町内」という。）の住宅に居住している者に対し、予算の範囲内において暮らしを応援・松島町住まいのリフォーム助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、松島町補助金等交付規則（平成16年松島町規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム工事 既存住宅の機能、性能、安全性、耐久性、及び居住性能を維持し、又は向上させるために行う住宅の改修、修繕、及び模様替え等に係る工事をいう。
- (2) 住宅 町内において、自ら居住するために所有する住宅（賃貸住宅を除く）で平成29年5月31日以前に建築された住宅（集合住宅にあつては専有部分をいい、併用住宅にあつては居住部分）をいう。
- (3) 町内建設業者等 本数が町内にある法人若しくは個人又はこれ以外のもので、町長が認めるものをいう。
- (4) 町税等 個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有し、リフォーム工事が完了した後も継続して居住する意思がある者で、現に住宅に居住する者
- (2) 補助金の交付を受けようとする時点において、納付すべき町税等の滞納のない者
- (3) 松島町暴力団排除条例（平成24年松島町条例第20号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者
- (4) この要綱による補助金の交付を受けていない者（申請者が異なる同一住宅に対する補助を含む）

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象経費は住宅に対する税抜き10万円以上のリフォーム工事で町内建設業者等が施工するものとし、工種については別表のとおりとする。

2 前項の補助対象経費について、同様の支援・補助等を受けているまたは受ける

予定である場合は、補助対象経費から当該支援・補助等の額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額又は20万円のうち、いずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請は、暮らしを応援・松島町住まいのリフォーム助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、工事着手前又は町長が指定する日までに、町長に提出するものとする。

(1) 申請者及び居住者全ての世帯員が記載されている住民票の写し

(2) 申請者及び居住している者の全ての世帯員について、交付申請時点における町税等の滞納がないことの証明書

(3) リフォーム工事に係る見積明細書(工事期間の記載があるもの)

(4) 住宅の位置図及び工事箇所詳細が記載された平面図

(5) リフォーム工事に着手する前の当該工事箇所及び全体の写真

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 町長は前項の申請書類を審査の上、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、暮らしを応援・松島町住まいのリフォーム助成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更等の手続)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、暮らしを応援・松島町住まいのリフォーム助成事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)に、内容変更の場合にあつては変更内容を証する書類を添えて、速やかに、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の暮らしを応援・松島町住まいのリフォーム助成事業変更(中止)承認申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、暮らしを応援・松島町住まいのリフォーム助成事業変更(中止)承認通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第9条 申請者は、第7条の規定による交付決定の通知又は前条の規定による変更承認の通知を受けた後でなければ、リフォーム工事に着手してはならない。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、暮らしを応援・松島町住まいのリフォーム助成事業実績報告書(様式第5号)によるものとし、工事を完了した日から起算して30日を経過する日又は工事を完了した日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事の契約書の写し
- (2) リフォーム工事の費用の明細書及び領収書の写し
- (3) 工事の施工中及び施工後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 規則第13条による補助金の額の確定は、暮らしを応援・松島町住まいのリフォーム助成事業補助金額確定通知書(様式第6号)によるものとし、町長は、前条の規定による報告があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 補助金の請求は、暮らしを応援・松島町住まいのリフォーム助成事業補助金交付請求書(様式第7号)によるものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対して補助金の返還を求めるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により返還を求められた場合には、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助に関する規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

対象 経費	住宅のリフォームに要する費用			
対 象 と な る 工 事	区分	内 容	備 考	
	外部 工事		屋根の葺き替え、防水、塗装、その 他の屋根工事	軒天井、破風板、鼻隠しを含 む
			外壁の張り替え、塗装、その他の外 装工事	
			サッシ及びガラスの取り付け、取替 え、その他の建具工事	
			既存扉の改修・取り替え、開口部の 拡大、モニター付きインターホン設 置、その他の玄関工事	
			雨樋の取替え、改修、その他の樋工 事	
		内部 工事		床材、壁材及び天井材の張り替え、 その他の内装工事又はタイル工事
			床材、壁材及び天井材の塗り替え、 その他の塗装工事又は左官工事	
			ドアの取替え、襖、障子の張り替え、 その他の建具工事	
			廊下・階段の改修、手すりの設置、 その他内部バリアフリー工事	
	畳の入れ替え、表替え、その他の畳			

	工事			
設備 工事	ユニットバス化、浴槽の取替え、その他の浴室工事			
	システムキッチンの取替え、その他の厨房工事			
	洗面台、便器の取替え、合併処理浄化槽、その他の衛生設備工事	タッチレス水栓の設置等感染拡大防止に配慮した工事を 含む		
	給水管、配水管及びガス管の取替え、その他の配管工事			
	エアコン等の設置、その他空調設備工事	換気設備の工事を 含む		
	屋内配線、コンセント設置・移設			
その他の 工事	外構（植樹含む）、門扉、エントランス、舗装等その他補助対象として町長が認める工事	ブロック塀のみの解体、除去は除く		
対象 とな ら な い 工 事	区分	内 容	備 考	
	建築 工事	新築工事		敷地内、別棟の増改築も対象 外
		車庫、物置、倉庫の工事		
		剪定のみ植栽工事		
		雨水浸透枿、雨水タンク設備の設置工事		
		建築資材、機器、設備、部品等を購入し、申請者自らが施工する工事		
設備 工事	移動が可能な固定されていない電気製品（テレビ、冷蔵庫、電子レンジ）等の更新			
	電話、インターネット、テレビアンテナ等屋外回線工事及び防犯ライト及びカメラの外付設置工事	壁内・宅内配線を伴う防犯対策工事については対象となる 場合がある		
その 他の	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布、塗布			

	工事	ブロック塀のみの解体、除去	
		カーテン・ブラインド等の新設又は移設	
		工事の伴わない家具、家電の設置	
	その他	消費税及び地方消費税	
		店舗、事務所等事業の用に供する部分に係る工事費用	
		電力会社、インターネット等に対する各種申込み手数料	
		その他補助対象として町長が認めない工事	